

業務方法書の一部改正について

1 業務方法書（平成16年5月6日通知）

（下線部変更）

新	旧
<p>（追加損失負担金） 第88条（略） 2 前項の追加損失負担金の額は、未補填損失を、不履行発生日の非不履行参加者ごとの当該不履行発生日における<u>参加者基金所要額のうち当社が規則で定めるもの</u>で按分した額とする。 3・4（略）</p>	<p>（追加損失負担金） 第88条（略） 2 前項の追加損失負担金の額は、未補填損失を、不履行発生日の非不履行参加者ごとの当該不履行発生日における<u>参加者基金所要額</u>で按分した額とする。 3・4（略）</p>

2 附 則

この改正規定は、平成29年3月31日以後の当社が定める日から施行する。